**日本ロービジョン学会学術奨励賞規程**

|  |  |
| --- | --- |
| 第1条 | 日本ロービジョン学会（以下、本会という）は、ロービジョンケアに関する研究を行っている若手研究者を助成、育成する目的から、日本ロービジョン学会学術奨励賞（以下ロービジョン学会学術奨励賞）を設ける。 |
| 第2条 | ロービジョン学会学術奨励賞は本会の正会員であって、申請年の4月1日において45歳未満であり、評議員の推薦を受けた優秀な者に授与する。 |
| 第3条 | 審査の対象は１編の代表論文とし、原則として日本で行われた研究とする。申請者は申請論文の筆頭著者でなければならない。 1. 審査対象論文は、申請の前年からさかのぼり5年以内に発表された論文に限る。
2. 申請論文に共著者がいる場合は、共著者の同意が必要である。
 |
| 第4条 | ロービジョン学会学術奨励賞の贈呈は、毎年2名までとする。 |
| 第5条 | ロービジョン学会学術奨励賞受賞者には賞状及び副賞を贈る。なお、副賞の額については別途定める。 |
| 第6条 | 表彰は選考の行われた年度の学術総会で行う。受賞者は学術総会において受賞講演を行い、受賞講演に関する総説を日本ロービジョン学会誌に発表しなければならない。 |
| 第7条 | 申請者は下記書類を添え、指定の期日までに理事長に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 申請書 (所定の用紙) | 1通 |
| (2) 申請論文別刷（コピー可） | 7部 |

 |
| 第8条 | この規程の運営を円滑に行うためロービジョン学会学術奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）を置く。 |
| 第9条  | 委員会は委員長1名と委員6名（眼科医２名、視能訓練士１名、その他の分野3名）の計６名をもって構成し、この規程の定める事項を取り扱う。 1. 委員長は理事長とし、委員は委員長である理事長が推薦し、委嘱する。
2. 委員の任期は他のロービジョン学会の委員と同様とし、再任を妨げないが、連続2期を限度とする。
3. 委員会の運営については別途定める。
 |
| 第10条 | 委員会は、ロービジョン学会学術奨励賞受賞候補者を選定する。 |
| 第11条 | 理事長は、委員会の選定報告に基づき、理事会の議決を経て受賞者を決定する。 |
| 第12条 | 本規程は、理事会の決議を経て変更することが出来る。 |
| 付則 | 本規程は、平成２５年１２月１0日から施行する。 |

**選考委員会 (第9条)　運用細則**

|  |  |
| --- | --- |
| 第1条： | この選考委員会の運用細則は、日本ロービジョン学会奨励賞規程第9条4項に基づき、その運用を定める。  |
| 第2条： | 選考委員会は、ロービジョン学会奨励賞応募書類の締め切り期日を厳しく遵守するよう、会員に周知徹底させなければならない。 |
| 第3条： | 選考委員が推薦者の場合も応募論文を受け付ける。その場合、選考委員は当該論文の審査に加わることができない。 |
| 第4条： | 選考委員は、以下の手順に従い審査をする。 1. 選考委員は、各応募論文に5段階評価点を付けると同時に意見表記をする。
2. 選考委員から出された意見を集約したものを、全員の合議で2編の論文を選出する。
3. 3人以上が選考された場合や、委員の中で意見がわれた場合など、選考委員長が必要と感じた場合は、選考委員全員にはかり、会合を召集し、合議する。
 |
| 第5条： | 選考委員の半数ずつを役員改選ごとに改選する。 |
| 第6条： | 平成25年度の委員の内、4年委員と2年委員は理事長の指名による。 |
| 第7条： | この運用細則は、理事会の議決を経て変更する事ができる。 |
| 〈附則〉 | この運用細則は、平成25年度12月10日から施行する。 |

**日本ロービジョン学会奨励賞規定第7条についての運用細則**

|  |  |
| --- | --- |
| 第1条： | 申請書類提出期日及び選考結果の理事長への報告の期日は、当該年度の総会の日程により適切な期日を選考委員会で審議し、理事長の承認を得て決定する。 |
|  |  |
| 〈附則〉 | この運用細則は、平成25年度12月10日から施行する。 |